

## 給与所得者の定額減税事務一覧表 2024

対象者	月々の給与支払時の減税事務	年末調整時の減税事務
対象者	6月1日に在職する者 扶養控除等の申告書が提出されている者で <b>所得の上限はない</b> 。	年末調整対象者 扶養控除等の申告書が提出されている者で給与収入が2,000万円以下の人
本人、同一生計配偶者、扶養親族が非居住者	減税対象外	減税対象外
減税対象の扶養親族の把握	最初に行った減税事務以後の扶養親族の異動等は考慮しない。	年末調整と同じ 1 12/31の現況で判断 2 死亡の場合は死亡の日の現況
同一生計配偶者で本人の所得金額が900万円以下	扶養控除等の申告書の源泉控除配偶者の欄で所得の金額を48万円以下と記載した人	扶養控除等の申告書の源泉控除配偶者の欄で所得の金額を48万円以下と記載した人
同一生計配偶者で本人の所得金額が900万円超	扶養控除等の申告書に記載する欄がないので、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」の「源泉徴収に係る申告書」の欄にチェックを入れて、必要事項を記載します。	扶養控除等の申告書に記載する欄がないので、「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書」に必要事項を記載します。
年少扶養親族以外の親族（16歳以上の扶養親族）	扶養控除等の申告書に記載で判断	扶養控除等の申告書に記載で判断
年少扶養親族（16歳未満の扶養親族）	扶養控除等の申告書の住民税の欄に記載があれば、それで判断。 扶養控除等の申告書の住民税の欄に記載がなければ、次のどちらか。 1 記載を促す。（推奨） 2 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」の「源泉徴収に係る申告書として使用」の欄にチェックを入れて、必要事項を記載します。	扶養控除等の申告書の住民税の欄に記載があれば、それで判断。 扶養控除等の申告書の住民税の欄に記載がなければ、次のどちらか。 1 記載を促す。（推奨） 2 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」の「年末調整に係る申告書として使用」の欄にチェックを入れて、必要事項を記載します。
源泉徴収事務	6月以後最初に支給する給料から、毎月徴収すべき源泉徴収税額から定額減税額を控除し、控除しきれなかった金額をその翌月の源泉徴収税額から控除していく。 控除した金額、控除しきれなかった金額の管理簿作成が必要。	年末調整で、定額減税控除後の源泉徴収税額を基に過不足額を計算する。

※ 源泉徴収に係る申告書は、会社の任意の書式のものでもよいです。

※ 同一生計配偶者とは、所得金額48万円以下の生計を一にする配偶者をいいます。